

佐世保市立中学校及び 義務教育学校後期課程における 文化部活動の方針



令和2年4月

佐世保市教育委員会

目 次

■はじめに	…	1
1 本方針策定の趣旨	…	2
2 適切な運営のための体制整備	…	3
(1) 文化部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営にかかる体制の構築		
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	…	6
(1) 適切な指導の実施		
(2) 文化部活動用指導手引の活用		
4 適切な休養日等の設定	…	8
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	…	10
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置		
(2) 地域との連携等		
6 学校単位で参加する大会等の見直し	…	12
添付資料	…	13

はじめに

学校の文化部活動は、各文化部の責任者（以下「文化部顧問」という。）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、生徒に生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するだけでなく、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解等ができる教育活動の一つです。

また、学校における文化部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、生徒の健全な育成を図るための教育活動の一助となっています。

一方で、部活動以外の放課後や休日の過ごし方も含めた多様な経験を積む機会や、生徒の生活全体を見渡して、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する必要性、さらには「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

このようなことから、佐世保市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、持続可能な文化部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、佐世保市の文化部活動の在り方に関するガイドラインとして、本方針を策定しました。

1 本方針策定の趣旨

- 本方針は、義務教育である公立中学校及び義務教育学校後期課程の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

◎知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

◎生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

◎学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 市教育委員会は、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会は、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び長崎県教育委員会「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における文化部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営にかかる体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、¹部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配

置する。

なお、部活動指導員の任用にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスに関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、長崎県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

その際、学校全体で文化部活動運営が行えるよう、文化部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、文化部顧問が適切な文化部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、長崎県教育委員会と連携し、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大

臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号、平成30年4月16日付け30教高第20号、平成30年5月29日付け30教義第122号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

-
- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 校長及び文化部活動の指導者は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。
- ウ 市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観賞者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- エ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生

徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、²平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を準用し、3(1)に基づく指導を行う。

2 「運動部活動の手引き」は、部活動の位置づけと意義、部活動の運営、体罰・暴力の根絶、事故の防止と安全面への配慮など、文化部活動においても共通する内容となっている。

4 適切な休養日等の設定

ア ³文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、**週当たり2日以上**の休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも**1日**、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも**1日以上**とし、**家庭の日（毎月第3日曜日）**は部活動を実施しない日（ノー部活動デー）と位置づけること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した文化部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。
- 2 長期休業中の休養日の設定は、**学期中に準じた扱い**を行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度**長期の休養期間（オフシーズン）**を設けること。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では**2時間程度**、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は**3時間程度**を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含まない。

- イ 市教育委員会は、上記の基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記のウに関し、適宜支援及び指導・是正を行う。
 - ウ 校長は、2（1）イに上げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
 - エ 校長は、休業日及び活動時間等を設定する際は、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなどメリハリをつけること。
-

- 3 スポーツ庁「平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の 1 週間の活動時間が「14 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の 42.0%、「21 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の 21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、「国の文化部ガイドライン」では、1 週間当たり長くとも 11 時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部設置も検討すること。
- イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

- ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

- イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。
- ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 市教育委員会は、全国中学校文化連盟など、文化部活動に関わる全国組織による大会参加等の在り方の見直しを受け、主催する文化部活動や大会等について、5を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を検討する。
- イ 市教育委員会は、関係団体と連携して、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事、催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合等や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会数や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。
- ウ 校長は、上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

別紙 1

佐世保市立

中学校

文化部活動に係る活動方針

佐世保市立 中学校 校長

<p>学校における 部活動の方針</p>	<p>◎知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。</p> <p>◎生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。</p> <p>◎学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。</p>
<p>適切な休養日等 の 設定方針</p>	
<p>設置されている 文化部活動名</p>	

別紙2

年 月 日

佐世保市立 中学校 部 活動方針・活動計画

1. 年間目標

2. 指導体制

顧問教諭氏名	外部指導者等氏名

3. 部員数

第1学年 名 第2学年 名 第3学年 名 合計 名

4. 活動方針

5. 活動計画

6. 年間活動予定

前 期	後 期

7. 参加予定大会等

()部 月 練習予定

日	曜日		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			